

道路構造の手引き改定対照表

第 1 編 総 則
1 -1

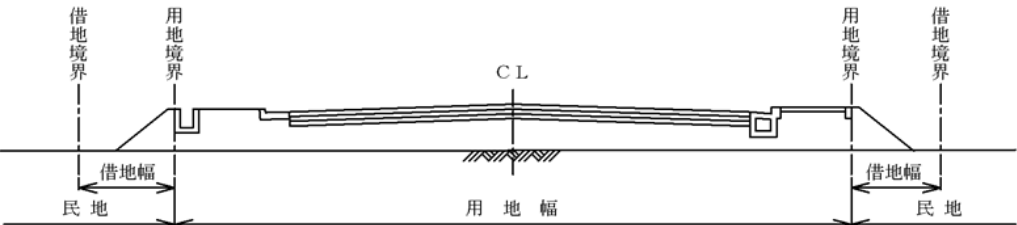
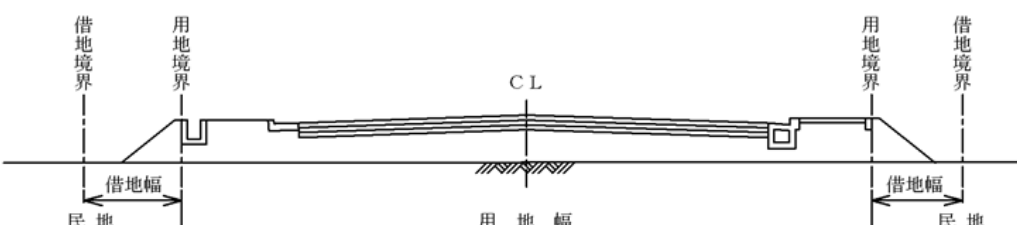
新	旧	改訂理由
2. 適用範囲及び注意事項 (1) この手引きは、愛知県建設局、都市・交通局で実施する道路の計画・設計・施工監督業務等に適用するものとする。なお、愛知県建設局、都市・交通局で受託する道路の上記業務についても、委託者側の設計基準による他、この手引きを適用するものとする。 (2) この手引きは、普通道路のみに適用するものとし、小型道路の基準を適用する場合については、事業課と相談するものとする。 (3) 次の各項目に掲げる場合は、この手引きによらなくてもよい。 (a) 大規模または特殊な工事で、特別な配慮が必要な場合 (b) 新技術、新工法による場合 (c) その他、この手引きによりにくい場合 (4) この手引きの各編において記載されている「事業課と相談するものとする」については、業務の適切な時点で、必ず実施するものとする。 (5) 令和 7 年 3 月改訂において、平成 23 年以降改訂されていない各種基準書の更新を主な改訂内容としている。令和 4 年に新たに第 12 編無電柱化を新規に追加した。第 12 編無電柱化については、愛知県内の無電柱化を円滑に進める目的から愛知県電線共同溝の手引きの内容を抜粋したものを掲載した。そのほか、第 6 編交通安全に自転車通行帯に関する記載や通学路における防護柵の設置方針について追記している。 (6) その他、各編の改訂は、主に（公社）日本道路協会等の最新基準類との整合を図った。	2. 適用範囲及び注意事項 (1) この手引きは、愛知県建設局、都市・交通局で実施する道路の計画・設計・施工監督業務等に適用するものとする。なお、愛知県建設局、都市・交通局で受託する道路の上記業務についても、委託者側の設計基準による他、この手引きを適用するものとする。 (2) この手引きは、普通道路のみに適用するものとし、小型道路の基準を適用する場合については、事業課と相談するものとする。 (3) 次の各項目に掲げる場合は、この手引きによらなくてもよい。 (a) 大規模または特殊な工事で、特別な配慮が必要な場合 (b) 新技術、新工法による場合 (c) その他、この手引きによりにくい場合 (4) この手引きの各編において記載されている「事業課と相談するものとする」については、業務の適切な時点で、必ず実施するものとする。 (5) 平成 23 年 4 月改訂において、第 11 編維持修繕及び第 13 編照査を新規に追加した。第 11 編維持修繕については、これまで各編に記載されていた維持修繕に関する内容を改めて一つの編として、とりまとめた。また、第 13 編照査については、成果品の品質向上を図る目的から、設計業務のうち、道路予備設計など主な業務に関する照査事項をまとめた照査一覧表を新規に追加した。 (6) その他、各編の改訂は、主に（社）日本道路協会等の最新基準類との整合を図った。	今回の改訂理由を追記。

道路構造の手引き改定対照表

第 1 編 総 則
1 -8

新	旧	改訂理由
① 整備計画の検討 広域的な観点から道路網全体として将来の道路交通需要に対処できるように、人口、経済、土地利用状況およびこれらの将来の計画諸指標 ・交通施設，道路交通現況 ・将来交通量の推計 ・交通事故 ・道路周辺環境 ・その他 等の調査を行い対象とする道路の性格，果たすべき機能，処理すべき交通の量と質などを明確にし，比較路線を総合評価し，整備路線基本計画ルート帯を決定するとともに，既往の整備方針との整合を図りつつ，路線または区間の整備計画の策定を行うものとする。ただし、各新設、改良工事等に伴う地形改変による新たな土砂災害警戒区域等の指定の可能性がある場合は、各建設事務所河川（港湾）整備課の土砂災害防止法担当または砂防課のほか道路事業課に連絡すること。 ② 概略設計 (A) (B) 決定済みの基本計画ルート帯を中心に，概略設計 (A) は地形図 (1/5,000 程度) を基に，また，概略設計 (B) は空中写真測量図 (1/2,500 程度) を基に，ルートに関する比較設計を行い，概略ルートを選定するものとする。ただし，都市計画決定済み路線や局所的な整備の場合は省略する場合もある。 ③ 事業化の検討 計画路線に対し，長期計画，五箇年計画あるいは路線のプライオリティ等から検討を加え，路線または区間に対する事業化を決定するものとする。	① 整備計画の検討 広域的な観点から道路網全体として将来の道路交通需要に対処できるように、人口、経済、土地利用状況およびこれらの将来の計画諸指標 ・交通施設，道路交通現況 ・将来交通量の推計 ・交通事故 ・道路周辺環境 ・その他 等の調査を行い対象とする道路の性格，果たすべき機能，処理すべき交通の量と質などを明確にし，比較路線を総合評価し，整備路線基本計画ルート帯を決定するとともに，既往の整備方針との整合を図りつつ，路線または区間の整備計画の策定を行うものとする。 ② 概略設計 (A) (B) 決定済みの基本計画ルート帯を中心に，概略設計 (A) は地形図 (1/5,000 程度) を基に，また，概略設計 (B) は空中写真測量図 (1/2,500 程度) を基に，ルートに関する比較設計を行い，概略ルートを選定するものとする。ただし，都市計画決定済み路線や局所的な整備の場合は省略する場合もある。 ③ 事業化の検討 計画路線に対し，長期計画，五箇年計画あるいは路線のプライオリティ等から検討を加え，路線または区間に対する事業化を決定するものとする。	記載内容に不足があったため追記

第 1 編 総 則
1 -11

新	旧	改訂理由
(c) 市街地部 市街地において隣接地が平地であれば特に余裕幅をとらず、歩道縁石外面など付属構造物を用地境界として、「用地幅杭」を打設する。ただし、曲線部については、道路必要幅を確保できるよう打設間隔、余裕幅を適宜決定する。 ② 市街化が予想される箇所で、下図のような場合には、上記①と同様に余裕幅をとらない。  図 7.1 市街地部の用地幅杭 ③ ただしこの場合、使用貸借部分については道路区域とし、土地の所有者と、土地使用貸借契約を道路の供用開始までに締結する。なお、民地側が経年後宅造等を行い、土地使用貸借契約の必要がなくなった場合は契約の解除を遅滞なく行い、併せて区域変更を行うものとする。 ④ 道路と民地との高低差がある場合において、図 7.1 は民地部分に盛土での借地をしている例となっているが、現地条件等により擁壁による道路構造の保護も考えられる。	(c) 市街地部 ① 市街地において隣接地が平地であれば特に余裕幅をとらず、歩道縁石外面など付属構造物を用地境界として、「用地幅杭」を打設する。ただし、曲線部については、道路必要幅を確保できるよう打設間隔、余裕幅を適宜決定する。 ② 市街化が予想される箇所で、下図のような場合には、上記①と同様に余裕幅をとらない。  図 7.1 市街地部の用地幅杭 ③ ただしこの場合、使用貸借部分については道路区域とし、土地の所有者と、土地使用貸借契約を道路の供用開始までに締結する。なお、民地側が経年後宅造等を行い、土地使用貸借契約の必要がなくなった場合は契約の解除を遅滞なく行い、併せて区域変更を行うものとする。	記載内容に不足があったため追記